

物品売扱契約書（単価契約）

契 約 名 称	令和8年度大阪市中央卸売市場本場発泡スチロール溶融イシゴット売扱（単価契約）									
契 約 金 額 (1 k g)	内訳明細書のとおり									
契 約 期 間	令和8年4月1日から令和8年6月30日									
物 品 所 在 地	大阪市福島区野田1-1-86 大阪市中央卸売市場本場									
契 約 保 証 金	百万	千	円	契約単価に予定数量を乗じた金額の100分の10以上						
そ の 他										

上記物品を上記金額で売扱うについて、売扱人と買受人とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、上記事項及び裏面記載の各条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

売扱人 大阪市中央卸売市場本場衛生組合 組合長 ○○ ○○ 

買受人 住所又は事務所所在地
商号又は名称
氏名又は代表者氏名 

(契約保証金)

第1条 買受人は、本契約を締結するにつき、表記の契約保証金を売扱人に納付しなければならない。ただし、売扱人が必要ないと認めた場合はその限りではない。

(代金の納入)

第2条 買受人は、1月（月の初日から同月の末日まで）ごとに、売買代金（以下「代金」という。）を、売扱人に納入しなければならない。

2 売扱人は、翌月10日までに買受人あてに請求書を送付する。

3 買受人は、前項の請求書をうけた月の末日までに、売扱人あて銀行振り込みにて納入する。なお、振込手数料については、買受人の負担とする。

4 買受人は、代金を納入期限までに納入しないときは、利率年6%の比率による遅延損害金を支払う義務を負う。ただし、売扱人が天災等やむを得ない事情があると認める場合はその限りではない。

(所有権の移転)

第3条 売買物品（以下「物品」という。）の所有権は、買受人が物品引渡場所から引き取ったときに売扱人から買受人に移転するものとする。ただし、買受人が第2条の代金を納入しない場合は、所有権移転は無効とする。

(物品の引取)

第4条 買受人は、売扱人又は売扱人が指定した者（以下「売扱人等」という。）と引取りの日時について協議をする。

2 前項の引き取り日時以外にも、売扱人の指示があった場合、買受人は引取りを行わなければならない。

3 買受人は、引き取りにあたり、物品等が周辺に散乱することのないよう心がけ、周辺に散乱させた場合は、速やかに清掃を行い清潔の保持に努めなければならない。

(瑕疵担保責任)

第5条 買受人は、本契約締結後、買受人等が渡すままの形状で全量責任をもって引き取ること。物品予定数量からの減、その他隠れた瑕疵があることを発見しても、代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

(報告等)

第6条 買受人は、本組合に対して、毎月引き取った内容物ごとに、数量を本組合に内容物ごとに報告する。

2 本組合は、必要があると認めたときは、買受人の業務の履行に立ち会うことができるものとする。

(契約保証金の還付)

第7条 売扱人は、買受人が第2条及び第4条に定める義務を履行したときは、買受人の請求に基づき、すみやかに契約保証金を還付するものとする。

(契約変更)

第8条 売扱人は、買受人に対して、契約の変更を求めることができる。この場合において、買受人が承諾した場合は、契約の変更をすることができる。

(買受人の解除権)

第9条 買受人が次の各号のいずれかに該当するときは、売扱人は、この契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由がなく契約を履行しないとき
- (2) 契約の締結又は履行について不正な行為があつたとき
- (3) 契約の履行に当たり売扱人の指示に従わないとき又はその職務の執行を妨げたとき
- (4) 契約事項に違反したとき
- (5) 止むを得ない理由により契約解除の申し出があつたとき
- (6) 買受人が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められたとき

2 前項の規定により契約が解除された場合においては、買受人は、契約金額の 100 分の 20 に相当する額を違約金として売扱人の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前2項の規定により契約を解除したときは、契約保証金を違約金に充当し、不足分を追徴するものとする。なお違約金を売扱人の指定する期間内に支払わないときは、売扱人は、その支払わない額に売扱人の指定する期間を経過した日から支払いの日まで年 6 % の割合で計算した利息を付す。

(契約保証金による充当)

第10条 買受人が、本契約に定める義務を履行しないため売扱人に損害を与えた場合は、契約保証金をこれに充当するほか、不足のあるときは、これを追徴するものとする。

2 第2条第4項の延滞損害金及び前条第3項の延滞違約金は、契約保証金から差し引くことができる。

(定めのない事項)

第11条 この契約に定めにない事項は売扱人の指示に従うものとする。

(機密の保持)

第12条 売扱人及び買受人は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要が生じた場合には、相手方の文書による許諾を得なければならない。

(提出書類の帰属)

第13条 売扱人が買受人に提出した書類についての一切の権利は売扱人に帰属する。

(権利譲渡等の制限)

第14条 買受人は、この契約から生ずる権利又は義務について、他人に譲渡し、若しくは担保に供し、又は引き受けさせることができない。

(順守事項)

第15条 買受人はこの契約に明記されていない事項であっても、物品売買上当然必要な事項については売扱人の指示に従うものとする。

(協議)

第16条 この契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、その都度売扱人及び買受人が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。